



2025 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社日本色材工業研究所
代表者名 代表取締役社長 奥村 華代
(コード:4920 スタンダード市場)
問 合 せ 先 常務取締役企画・経理部長 霜田 正樹
(TEL. 03-3456-0561)

株式給付信託（J-ESOP）の導入（詳細決定）、株式給付規程の制定及び 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 15 日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議し、公表いたしました。本日開催の取締役会において本信託の詳細を決定いたしました。

また、本制度の導入に伴い、株式給付規程（以下「本規程」といいます。）を制定することについて決議するとともに、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<本制度の導入について>

1. 導入の背景

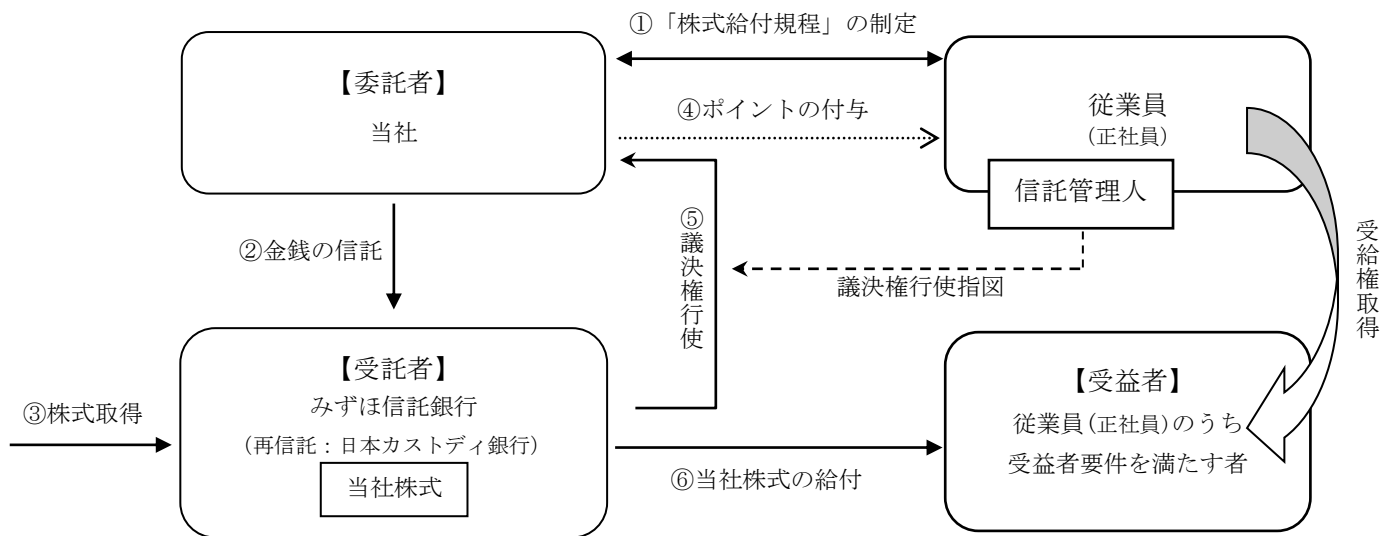
当社は、当社の企業理念である「美しさと健康とを創りだすことで生活・文化の向上に貢献します。」の実現に向けて、従業員が高い次元で挑戦し、その成果に報いる観点から、様々なインセンティブ・プランを検討してまいりましたが、今般、従業員に当社の株式を給付し、株価変動を処遇として反映させることを目的として、本制度を導入することといたしました。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員（対象は正社員）に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、正社員に対し職位及び勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。正社員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員（正社員）に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき一定の要件を満たした従業員（正社員）にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員（正社員）のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 名称 | : 株式給付信託（J-ESOP） |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 正社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社の正社員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 信託の目的 | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2025年10月29日 |
| (9) 金銭を信託する日 | : 2025年10月29日 |
| (10) 信託の期間 | : 2025年10月29日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |
| (11) 株式の取得資金として信託する金額 | : 74,750,000円 |
| (12) 取得株式数の上限 | : 65,000株 |
| (13) 株式の取得方法 | : 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得した後、取引所市場（立会外取引を含む）より取得 |
| (14) 株式の取得期間 | : 2025年10月29日から2026年2月27日（予定） |

<本規程の制定について>

4. 株式給付規程の制定

当社は、本日開催の取締役会において、本規程を制定することについて決議しております。

当社は、本規程に基づき、一定の要件を満たした従業員（対象は正社員）に対し、職位及び勤続年数等に応じたポイントを付与します。従業員に付与されるポイントは、当社株式の給付に際し、ポイント1個につき、当社普通株式1株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

従業員が本規程に定める受益者要件を満たした場合、当該従業員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。

本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行（信託 E ロ）に割り当てられる当社株式は、従業員が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（信託 E ロ）において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた従業員であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

<本自己株式処分について>

5. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 10 月 29 日（水）
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 13,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,090 円
(4) 処分総額	14,170,000 円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	当社の従業員 156 名 13,000 株 (注 1, 2)

(注 1)

本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託 E ロ）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託 E ロ）は、当社とみずほ信託銀行株式会社の間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には当社の従業員を記載しております。

(注 2)

従業員には、本制度に基づき、職位及び勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従いまして、上記株式数は最大数であり、実際に従業員に給付される当社株式の数は、従業員の職位及び勤続年数等に応じて変動いたします。

6. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託 E ロに対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社の正社員に給付すると見込まれる株式数（2027 年 2 月末日で終了する事業年度から 2031 年 2 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度分）である 65,000 株の一部であり、2025 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数 2,099,376 株に対し 0.62%（2025 年 8 月 31 日現在の総議決権個数 20,833 個に対する割合 0.62%（いずれも小数点第 3 位を四捨五入））となります。

なお、株式給付規程に基づき信託期間中に当社の正社員に給付すると見込まれる株式数である 65,000 株の、第三者割当で手当する株数以外は、立会内及び立会外の取引所取引で購入する予定です。

7. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日（2025 年 10 月 10 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値 1,090 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお、処分価額 1,090 円については、取締役会決議日の直前営業日（2025 年 10 月 10 日）から遡る直近 1 ヶ月間の終値平均 1,118 円（円未満切捨）に対して 97.50%を乗じた額であり、同直近 3 ヶ月間終値平均 1,081 円（円未満切捨）に対して 100.83%を乗じた額であり、さらに同直近 6 ヶ月間終値平均 1,046 円（円未満切捨）に対して 104.21%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上